

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 深谷嵐山線

三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
比企郡嵐山町大字太郎丸 字刃一四九番地先から 同郡同町大字川島字西耕 地一四七三番三七地先まで			区 間
八・二〇〇～一三・〇〇	一〇・四〇〇～一三・〇〇		敷地の幅員 (メートル)
二六二・五〇	二六〇・〇〇		延 長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事 による。平成十八年一月 三十一日付け埼玉県東松 山県土整備事務所長告示 第十七号及び同十九年八 月十日付け同第百十一号 の道路予定区域の一部変 更及び設置した迂回路の 撤去である。			備 考